

宇部市戸別浄化槽転換整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化した共同污水处理施設を廃止し、各世帯が設置する浄化槽（以下「戸別浄化槽」という。）へ転換することで、健康で快適な生活環境を維持し、かつ、公共用水域の水質保全を図るため、宇部市戸別浄化槽転換整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定される浄化槽のうち、次の要件の全てに該当するものをいう。

ア 法第4条第2項の規定による構造基準に適合するもの

イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上かつ

放流水の日間平均値がBOD20mg/L以下の機能を有する施設

ウ 浄化槽設置整備事業実施要綱（令和6年1月26日付け環循適発第2401263号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙）第3の（7）に規定する環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの。

(2) 共同污水处理施設

生活に起因する排水とし尿を合併して処理する設備で、宅地開発事業により設置された30人槽以上の浄化槽をいう。

(3) 地域団体

共同污水处理施設の利用者で組織する団体で、市の認定した自治会又は共同污水处理施設の維持管理を目的に設置されている管理組合をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次の各号の全てに該当する区域とする。

(1) 宇部市公共下水道事業において、下水道法第4条の規定に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外。

(2) 宇部市農業集落排水事業計画区域として市長が認める区域以外。

(補助対象要件)

第4条 補助対象となる要件は、補助対象区域において、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 共同污水处理施設は、原則として設置後30年以上経過していること。

(2) 専ら戸建ての専用住宅からなる住宅団地の共同污水处理施設に、現に接続していること。

- (3) 共同汚水処理施設から戸別浄化槽へ転換及び転換後に共同汚水処理施設を機能停止することについて、共同汚水処理施設利用者全員の同意が確認できる書類等が地域団体から提出されていること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの工事を行う場合とする。

- (1) 共同汚水処理施設から転換して戸別浄化槽を設置する工事
- (2) (1)に付帯して排水管を敷地外の公衆用道路などに設置する工事

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助対象事業を行う者に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 市長は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による届け出を行わない者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 宇部市戸別浄化槽転換整備事業補助金交付要綱施行細則を遵守する見込みが得られない者
- (4) 補助事業を補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月1日までに完了することができない者

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用に相当する額とし、別表1及び別表2の限度額欄に定める額を限度とする。ただし、人槽区分及び工事区分の欄に掲げる費用が限度額に満たない場合は1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 放流系統図（浄化槽から排出される処理水が、水路、川、池沼等の公共用水域へ排出されるまでの経路を示す図面）
- (4) 延べ面積が記載された建物設備平面図（敷地内におけるすべての建物の配置を示す図面及びその建物の各階平面図で、その建築面積が算出できるように必要な寸法が記入されたもの）
- (5) 配管平面図及び縦断図（し尿及び生活に使用した全ての排水水が、適切な勾配と適切な深さ位置に埋設された所定の管径を有する排水管によって浄化槽を経由し、公共用水

域に排出されるまでの配管の状況を示す図面)

- (6) 公衆用道路などに排水管を設置する場合、平面図及び縦断図（排水管設置延長が記入された図面）
- (7) 浄化槽設置工事契約に関する覚書の写し
- (8) 浄化槽型式適合認定書又はそれに類するもの（設置される浄化槽が所要の性能を有するものであると認められたことを証するもの）
- (9) 登録浄化槽管理票（C票）
- (10) 登録証（全国浄化槽推進市町村協議会交付）の写し
- (11) 浄化槽設置に係る所要額内訳書
- (12) 公衆用道路などに排水管を設置する場合、排水管設置に係る所要額内訳書
- (13) 市税を滞納していないことを証する証明書
- (14) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助決定者」という。）に対しては補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において特に必要があると認められるときは、条件を付することができる。

(変更承認申請等)

第10条 補助対象者は、第8条の申請書の内容を変更するとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業の完了後1月以内又は3月1日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽の設置に係る工事及び排水管を公衆用道路などに設置した工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前から工事の各工程及び完了後の別に定める要件に該当する写真（排水管設置延長が分かる写真も必要）
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し又は浄化槽法定検査代金領収証の写し
- (4) 誓約書（浄化槽設置者が、その施工業者及び保守点検業者と連帯して浄化槽の

設置及び維持管理について責任を負い、苦情が発生した時も、万全の措置をとることを誓約した書面)

- (5) 浄化槽整備士によるチェックリスト
- (6) 完成した建物及び浄化槽に関する配管平面図及び縦断図並びに延べ面積が記載された平面図、また、公衆用道路などに排水管を設置した場合、平面図及び縦断図（排水管設置延長が記入された図面）
- (7) 住民票（補助対象者を含む居住全員分）
- (8) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が交付する保証登録証（市町村用）
- (9) 補助金の振込先口座の確認資料（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳等の写し）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書が提出された場合においてその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に関し付した条件に違反したとき。

（現地調査）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の実施の状況について、補助対象者に報告を求め、又は関係職員に現地調査をさせることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条第1号、第7条）

共同汚水処理施設から転換して戸別浄化槽を設置する工事

人槽区分	限度額
5人槽	498,000円
6～7人槽	621,000円
8人槽以上	822,000円

別表2（第5条第2号、第7条）

別表1に付帯して排水管を敷地外の公衆用道路などに設置する工事

工事区分	限度額
排水管工事費用	設置延長（m）×21,000（円/m）

※設置延長は、1m単位とし、小数点以下切り捨て、整数止めとする。